

証拠に基づく政策立案 (EBPM) 推進事業費 (統計課) 予算額 : 6,116千円

課題・目的

- ICT (情報通信技術) が発達し、ビッグデータの利用が進む中、データに基づく政策立案 (EBPM : Evidence based Policy Making) や意思決定が重視されるようになってきたが、データの利活用は十分とは言えない状況である。
- 国においては、データの活用促進やデータを利用したイノベーションにより、成長産業の創出や地域経済の好循環化が検討されている。
- 本事業は、統計データの充実やデータサイエンス力の向上により、的確な施策の立案や価値創造ができる人材の育成を行うことで、成長産業を創出し、地域創生を支援するものである。

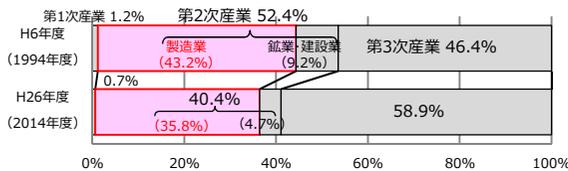
国の動向

- 社会的課題を解決し、新たな有望成長市場やビジネスを創出するには、**ビッグデータ、IoT等を活用する「第4次産業革命」**の実現が最大の鍵となる。(「日本再興戦略2016」H28年6月・閣議決定)
- 圏域全体で成長産業や良質な雇用の創出を目指す「地域経済好循環システム」の構築の実現には、**地域の付加価値・生産性を向上させるIT化・データ利活用等の促進**が課題である。(「未来投資戦略2017」H29年6月・閣議決定)

情報支援

地域創生に係る各種計画・施策への利用度が高い人口・経済データの充実を図る

県内総生産に対する産業別構成比 (県民経済計算)
(県内総生産には輸入品に課される税・関税等は含まない)



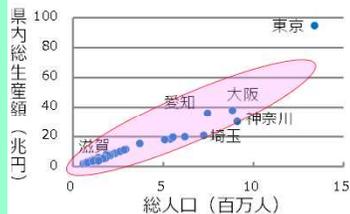
主要産業である製造業の県内総生産に占める割合は低下しており、製造業の動きを示す鉱工業指数 (IIP) だけでは、県経済の把握が難しくなっている。

○地域の足下の経済動向を迅速かつ定量的に把握して、経済対策、産業振興等の施策への的確に反映させる。
※景気動向指数は、景気の変動と密接な動きを示す先行・一致・遅行の3指標を利用して、景気の強弱を量的に捉えるCIと、景気の局面 (拡張・後退) を捉えるDIがある。

県景気動向指数の作成 (H31・32年度)

地域創生

都道府県人口と県内総生産の関係



2つのデータの直線的関係を示す相関係数は、1に近いほど関係が強い。人口と県内総生産の相関係数は0.93で強い相関を示しており、人口は地域経済の活性化の重要な要素と言える。

○人口減少社会を迎え、地域の経済振興等、各種施策の重要な基礎データとなる人口について、社会増減や外国人の動きをタイムリーに提供する。

県人口推計システムの再構築 (H30年度) 3,876千円

的確な施策・計画等の立案・実行
新たな価値創造を行う人材の育成

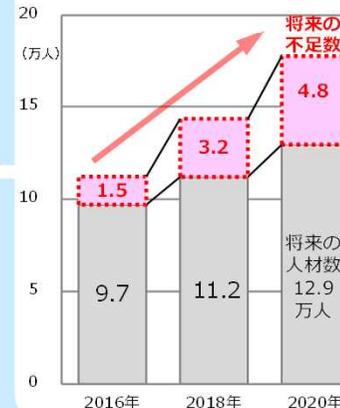
専門統計研修の実施 (H30~32年度) 187千円 (H30)

- 滋賀大学DS学部にて、県が抱える政策課題等の解決に向けた研究事業を委託する。
- 成果を、データに基づく政策立案、意思決定等のモデル事例として公表し、データ活用の有用性をアピールして、EBPMを推進させる。

EBPMモデル研究事業の委託 (H30~32年度) 2,053千円 (H30)

○滋賀大学データサイエンス (DS) 学部教員が、行政職員を対象に、高度な分析手法等に関する研修を行う。

データサイエンティスト等先端IT人材の不足数 (経済産業省)



経済産業省の推計では、企業におけるデータサイエンティスト等の先端IT人材の不足は、2016年で約1.5万人、2020年では約4.8万人へと拡大している。行政機関においても同様の状況が推測され、データサイエンティストを持った人材が求められている。

※データサイエンティストとは、データに基づいた思考で課題を解決する能力のことで、データサイエンティストはそれを身に付けて、ビジネス上の有用な知見を見出したり、価値創造ができる人材のこと。

滋賀大学DS学部との連携強化

データサイエンス力をアップさせて、地域創生に係る施策立案能力を向上させる

育成支援・活用支援

権限移譲の取組について

1. これまでの権限移譲の取組について

H29.4.1時点での移譲済み事務数 98事務(特例条例分77事務・法移譲分21事務)
+分権一括法対応分54事務(一部重複あり)

①「権限移譲実施計画」(H12.9策定)

計画期間 H13年度～16年度

- 策定手続 滋賀県・市町村権限移譲検討協議会において策定
- 移譲対象事務 15事務(うち14事務を移譲)
- 移譲方式 移譲対象市町村を事務毎に「全ての市」や「人口10万人以上の市」等とするなど配慮

(※このほか①計画以外による移譲 21事務)

②「さらなる権限移譲基本計画」(H18.2策定)

計画期間 H19.4～H22.4

- 策定手続 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会において策定
- 移譲対象事務 74事務(うち68事務を移譲)
- 移譲方式 従来方式のほか、「メニュー方式」及び「パッケージ方式」を導入

(※このほか②計画以外による移譲 6事務、上記の重複△10事務、②のうち関西広域連合へ移管△1事務)

国の分権一括法への対応

第2次一括法等により平成24年4月に県から市町へ54事務(上記との重複あり)を権限移譲(一部の事務は平成25年4月に移譲。)

県から市町への権限移譲に対する取組の検証を行い、検証報告書(案)をとりまとめ
(H24.10月)

市町への調査において、移譲の成果として一定の評価がある一方、発生がほとんど無い事務や、県に手続きが残っている事務などに対して、「移譲の効果を感じにくい」との回答が多く見られた

2. 最近(平成25年度以降)の取組について

- 移譲検討対象事務に関する事務量・事務の完結性の調査を実施するとともに、「市町として移譲が望ましいと考えられる事務」等について市町意見を照会し、移譲検討対象事務として8事務をリストアップした。
- 8事務について、「地域の自主性および自立性を高めるための市町・県推進会議」において、アンケート結果や会議での意見を踏まえ、一部の事務は勉強会(説明会)を経た上で、各事務について移譲検討対象事務とするかどうかなどについての仕分けを行ったが、その結果、これらの事務について、この場での移譲の検討は終了することとした。
- 今後の権限移譲の進め方として、権限移譲に関する市町からの提案制度を設けることとした(平成29年3月～)。

平成 29 年度 権限移譲に関する市町からの提案制度実施要領

1. 趣旨

住民サービスの向上、地域の実情や地域課題に応じたまちづくりの推進等を図るため、市町が県から新たに移譲を希望する事務・権限に関する提案制度を実施します。

2. 提案の主体

市町

3. 提案の対象

知事の権限に属する事務について、移譲を希望する事務

※本提案制度は新たな権限移譲についての提案を募集するものであり、県内の他の市町ですでに移譲されている事務（別紙一覧のとおり）は除きます（別紙一覧の事務については、県所管課あて直接ご連絡ください）。

4. 提案の方法

別紙様式に記入のうえ提出してください。

5. 募集期間

平成 29 年 3 月 21 日～5 月 10 日

※募集期間後も、今後に向けた事前の相談等は随時受け付けます。

6. 提出先（事務局）

滋賀県総務部行政経営企画室

7. スケジュール

（裏面）

* 移譲希望事務の提案募集

(3月～5月：県行政経営企画室 ⇒ 市町権限移譲担当課)



* 移譲希望事務の提案

(3月～5月：市町権限移譲担当課 ⇒ 県行政経営企画室)



* 提案のあった市町へ回答内容の確認

(県行政経営企画室・県事務担当課⇒市町)



その他の市町へ

* 提案内容の共有

* 移譲希望の意向確認

(県行政経営企画室⇒市町権限移譲担当課)



* 具体的な協議 (できるものから随時)

- ・ 個別事務の具体的な内容
- ・ 移譲後の交付金額 等

(県行政経営企画室・県事務担当課⇔移譲を希望する市町の事務担当課)



・ 具体的な協議が整った市町・事務権限から

* 地方自治法に基づく文書協議 (市町意向の最終確認)

(随時：県人事課 ⇔ 市町)



* 事務処理特例条例案の県議会提案

(随時：県人事課)



* 事務の引継ぎ
* 人的支援
(必要に応じて)

(随時：県事務担当課)



* 市町における事務処理

— 権限移譲の実現 —

(各市町)

* 権限移譲交付金の交付

(毎年6月：
県市町振興課)



移譲を希望する事務の提案様式

1 事務について

(1) 事務名	
(2) 根拠法令等	
(3) 提案の理由	
(4) 移譲の効果・メリット	
(5) 移譲希望時期	
(6) 県の所管課	

2 市町連絡先

市町名	
所属	
担当者名	
電話・FAX 番号	
メールアドレス	

記入内容

1 事務について

- (1) 事務名 「〇〇〇に関する事務」のように、事務名を簡潔に記入してください。
- (2) 根拠法令等 事務の根拠となる法令等および該当する条項を記入してください。
- (3) 提案の理由 現在の制度で、支障となっている事例等、この提案をした理由を記入してください。
- (4) 移譲の効果・メリット 権限移譲した場合の効果や、メリットと考えられることを記入してください。
- (5) 移譲希望時期 移譲時期の希望があれば記入してください。
- (6) 県の所管課 現在、県で事務を所管している課を記入してください。

2 市町連絡先

この提案の連絡窓口となる課・担当者について記入してください。

県内の他の市町ですでに移譲されている事務等一覧

※「さらなる権限移譲基本計画」(平成18年2月)において、

- ・メニュー方式
- ・パッケージ方式
- ・個別法に基づき移譲できる事務権限

とされている事務のうち、未移譲の市町がある事務

	事務の名称	移譲対象市町	移譲方法	未移譲市町名	県所管課
1	地すべり防止に関する事務	30万人以上市	メニュー方式	大津市	砂防課
					農村振興課
2	都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務	全市町	メニュー方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	都市計画課
3	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関する事務	全市町	メニュー方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	都市計画課
4	土地区画整理事業(5ha未満)に関する事務	全市町	メニュー方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	都市計画課
5	開発行為の許可等に関する事務	全市町	パッケージ方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	住宅課
6	宅地造成等規制に関する事務	全市町		日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	住宅課
7	租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務	全市町		日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	住宅課
8	砂利採取計画に関する事務 (砂利採取法第16条第2号に規定する河川管理者として行うものを除く)	全市町	メニュー方式	大津市 彦根市 近江八幡市 守山市 東近江市 愛荘町 豊郷町 甲良町	砂防課
9	県道の管理に関する事務	30万人以上市	個別法	大津市	道路課
10	屋外広告物に関する事務	全市町 (景観行政団体の市町に限る)	個別法	<u>近江八幡市</u> <u>栗東市</u> <u>東近江市</u> 愛荘町 日野町 竜王町 豊郷町 甲良町 多賀町 (下線は景観行政団体)	都市計画課

移 譲 事 務 名	交 付 額（円）
(1) 無認可児童施設に関する事務	497,577
(2) 栄養士・管理栄養士に関する事務	221,434
(3) 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等事務	63,465
(4) 温泉に関する事務	9,567
(5) 民生委員児童委員に関する事務（定数）	222,111
(6) 民生委員児童委員に関する事務（区域）	0
(7) 医師・薬剤師等に関する事務	793,838
(8) 医療法人・医療機関に関する事務	812,775
(9) 屋外広告物の許可等に関する事務	1,407,392
(10) 違反屋外広告物の除去等に関する事務	118,975
(11) 土地改良区が行う土地改良事業の施行認可等	136,109
(12) 土地改良区からの報告徴収、業務・会計状況等の調査	4,567,525
(13) 精神保健および精神障害者福祉に関する事務	47,624
(14) 生活保護指定医療機関に関する事務	3,498,729
(15) 生活保護指定介護機関に関する事務	1,969,987
(16) 火薬類の譲受の許可	72,536
(17) 火薬類の消費の許可	955,511
(18) クリーニング業に関する事務	6,860
(19) 毒物及び劇物取締に関する事務	34,792
(20) 保安林の伐採等に関する事務	1,094,156
(21) 農地等の権利移動に関する事務	0
(22) 農地転用に関する事務	4,577,793
(23) 麻薬及び向精神薬取締に関する事務	702,797
(24) ガス用品販売業に関する事務	2,184
(25) 個人施行および土地区画整理組合施行の事業計画の認可等	24,856
(26) 土地区画整理事業の施行に係る認可等（機構施行）	0
(27) 専用水道に関する事務	342,314
(28) 簡易専用水道に関する事務	304,872
(29) 薬局の開設の許可等に関する事務	185,658
(30) 宅地造成行為の許可に関する事務	484,328
(31) 電気用品販売業に関する事務	22,561
(32) 家庭用品品質表示監視	186,223
(33) 戦傷病者補装具の交付、修理	17,396
(34) 特別児童扶養手当の認定等	4,676,942
(35) 古都保存法で指定される保存区域内の通知の受理	132,358
(36) 入会林野等に関する事務	299,520
(37) 砂利採取計画に関する事務	39,769
(38) 騒音規制に関する事務（自動車騒音の常時監視）	727,183
(39) 騒音規制に関する事務	37,204
(40-1) 開発行為の許可（開発許可：29条関係）	98,620,276
(40-2) 開発行為の許可（建築許可：42.43条関係）	31,480,949

移 譲 事 務 名	交 付 額 (円)
(40-3) 開発行為の許可 (証明 : 60条関係)	16,505,891
(41) 建築物の衛生的環境の確保に関する事務	54,726
(42) 悪臭防止に関する事務	0
(43) 消費生活用製品安全表示監視	34,552
(44) 動物取扱業に関する事務	332,156
(45) 動物の飼養に伴う周辺環境の保全に関する事務	12,758
(46) 振動規制に関する事務	0
(47) 生産森林組合に関する事務	183,889
(48) 浄化槽設置届出の受理等	5,146,783
(49) 浄化槽設置に係る助言、指導等	3,983,899
(50) 浄化槽放流水検査	3,661,300
(51) 浄化槽法の改正に伴う事務	8,402,143
(52) 中国残留邦人等支援給付指定医療機関に関する事務	1,916,940
(53) 中国残留邦人等支援給付指定介護機関に関する事務	1,079,043
(54) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務	1,280,961
(55) 鳥獣捕獲の許可 (カラス、ドバト、スズメ、鷲、シカ、イノシシ)	11,893,056
(56) 鳥獣捕獲の許可 (アライグマ、ハクビシン)	3,335,630
(57) 鳥獣飼養の許可等	109,671
(58) 母体保護法の施行に関する事務	9,744
(59) 死体解剖保存法に関する事務	0
(60) 救急告示病院に関する事務	15,130
(61) 公害防止条例等に基づく届出の受理等	955,935
(62) 遊泳用プールに関する事務	813,481
(63) 富栄養化防止条例に係る届出受理等	194,790
(64) ふぐの取扱いの規制に関する事務	76,716
(65) 野犬等の収容に関する事務	107,559
(66) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事務	1,689,336
(67) 合併浄化槽の設置をすることができない事情の承認等	16,742
(68) 食の安全・安心推進条例に基づく事務	72,098
(69) 精神通院医療の支給申請の審査に関する事務	2,512,642
合計	223,793,717

平成27年6月実施「事務権限の移譲に関する今後の進め方に関するアンケート」結果について(抜粋)

問1 県から市町への事務権限の移譲を推進することについて

回答	該当団体数
ア. 賛成	10団体(10市)
イ. 反対	0団体
ウ. その他	9団体(3市6町)

主な意見

※「ア. 賛成」とする団体からの意見を「○」、「ウ. その他」とする団体からの意見を「□」で記載

(1) 事務権限の移譲による効果等

- 〇 手続の迅速化や、窓口が身近な市役所になる等の市民サービスの向上が期待できる。
- 〇 市民により身近な市町村において、より多くの権限を持つことは市民の利便性向上や、事務処理の迅速化などにつながるものであり、地域の自主性、自立性を高め、地域の特性、実情に合わせたまちづくりが可能になるという意味でも有効と考える。
- 〇 市民サービスの向上や事務の効率化に寄与するものについては対応していくべきと考える。
- 権限移譲の目的は、「事務を移譲すること」ではなく、事務を移譲することで、各市町の自主性・自立性を高めるとともに、市民(県民)サービスの向上や県・市町にとっての事務の効率化につなげることであると考える。

(2) 検討の進め方への意見・要望等

- 〇 事務の内容によっては、人員、専門知識、予算等(交付金)が必要であり、事前に十分な説明と、調整が必要。
- 〇 事務権限の移譲について、基本的に反対するものではないが、各論(個別事務の検討)になると大きな課題となるのは、専門職員の増員等、人件費や組織体制に関わってくるため、県と市町の十分な話し合いと合意形成が必要。
- 〇 移譲を進めること(総論)について異論はないが、事務の効率性などから圏域で対応した方が適当な場合もあると思われるため、十分な協議が必要と思われる。また、事務の移譲によって生まれる効果が、住民ニーズと合致するのも含め検討する必要もあると思われる。
- 個別具体の事務について考えたとき、市町の行財政能力・業務体制から見て、時期尚早であったり、不相当であったりするケースも考えられる。市としては“総論”賛成であったとしても、個別具体の各事務での調整段階で、各所管課が“各論”反対となることがあり得ることを理解いただきたい。
- 事務権限の移譲推進について反対する理由はないが、過去からの取り組みにおいて事務権限の移譲は一定進んでいると考えられることから、今後もどんどんと移譲を進めましようということではなく、新たに事務を移譲することによる効果や削減できるコスト、新たに発生するコスト等について県と市町の間で十分な協議・検討が行われるべきであるとする。
- 市町において、事務の精度を担保することが難しい場合があると想定される。移譲項目や権限移譲の進め方は、市町の実情(行財政規模・能力)に応じて行うべきであるとする。
- 対象事務ごとに課題も含め十分な議論なく包括的に判断することはできず、住民の利益と市町が果たすべき役割など、事務担当現場とも十分議論する必要があると考えている。

問2 新たな事務権限の移譲を進める場合の移譲方式について

回答	該当団体数
ア. 一律方式のみとする	0団体
イ. 事務によっては手挙げ方式も採用(※事務ごとに検討)	12団体(12市)
ウ. その他	7団体(1市6町)

主な意見

※「イ. 事務によっては手挙げ方式も採用」とする団体からの意見を「○」、「ウ. その他」とする団体からの意見を「□」で記載

(1)手挙げ方式によるメリット(一律方式によるデメリット)等

- 住民サービスの向上を考えれば、県内各市町への一律移譲が望ましいが、各市町の体制や事情が異なることから、現時点では手挙げ方式で回答せざるを得ない。また、大半の市町が移譲を望んだ場合や近隣市町の意向などを踏まえ、少数派の市町が再考することも大いに想定されるので、一律方式ありきで調整に入るよりも、まずは選択に柔軟さを持たせた手挙げ方式の方が、調整しやすいと考える。
- 直接、市民に影響する事務(旅券に関する事務)等については、一律方式が良いと考えるが、事務の効率化等から考えて手挙げ方式も有りかと考える。
- 処理件数が少ない場合は権限移譲を受けると職員の対応に時間を要し、市民サービスの後退を招くおそれがあるため(処理件数等に応じて、各市町で判断すべき)。
- 地域の自主性や自立性を高める観点から手挙げ方式は、妥当な方法であると考えます。

(2)個別事務の内容に応じた移譲方式の検討の必要性等

- 移譲事務に関しては、各自治体の状況や、特性を踏まえる中で、手挙げ方式による移譲方式が馴染むと考えられるもの、あるいは市民の利便性に関わる問題であり、県全体もしくは近隣市町など広域的な視点から検討を行うべきものなど、それぞれの事務の性質や、状況を踏まえる中で、個別に移譲方法を検討すべきと考える。
- 近隣との均衡が必要なものと、あまり影響のないものに分けられるのであれば、事務ごとに検討すべきと考える。
- 市町の実情に差異があり、基本的には手挙げ方式による推進を希望するが、広く一般市民に対するサービスであり、処理件数も多い事務については、事務処理が市町で完結するフローとしたうえで、一律に進めるべきであると考えます。
- 市民サービスに直結する事務は市町間で取扱いに差がでることは好ましくないため、県と市町の実務担当課が具体的な課題と対処の方法を理解したうえで判断すべきであり、移譲するか否かについても一律の取扱いとすべきと考える。
- 基本的には、事務によっては手挙げ方式(メニュー方式等)が良いと考えるが、提案されたすべての事務について、権限移譲ありきではなく、市町の意見が割れた場合等については、県において業務を継続されたい。
- 住民サービスに直結する事務については、市町間に格差を生じることになるため、手挙げ方式には反対する。

県と市町の税務事務(徴収業務)の共同実施について

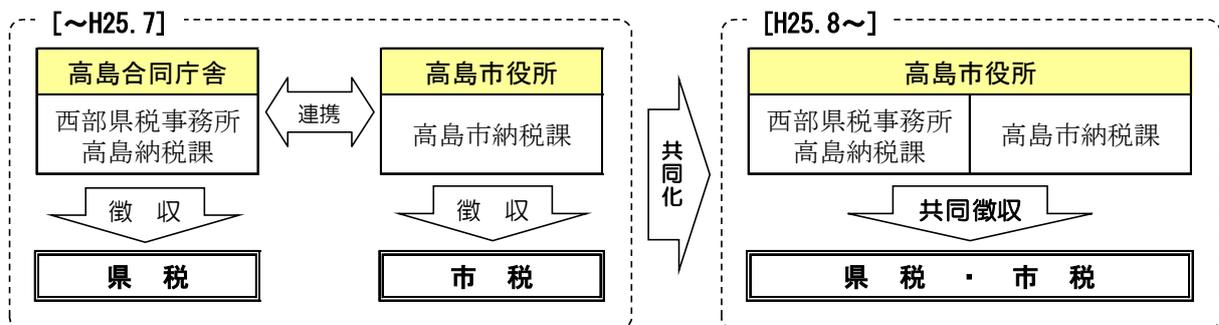
1. 税務事務(徴収業務)の共同実施の検討経緯

平成24年度に、県と市町で構成する滋賀県地方税務協議会において、地方税の収入未済額の一層の縮減を図るため、さらなる連携や徴税体制について議論し、滞納者への一元的な対応、効率的な徴収、人材育成などの観点から、事務の共同化を進める方向で意見を取りまとめた。

2. 各地域における共同実施の取組

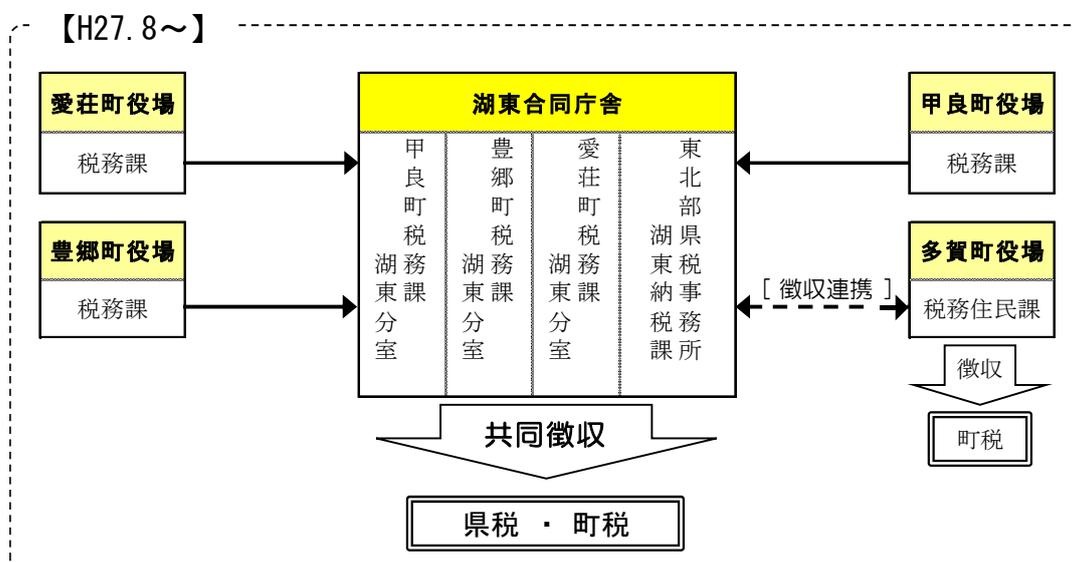
《高島地域》

平成25年8月から、西部県税事務所高島納税課を高島市役所に移転し、高島市と共同で徴収業務に取り組んでいる。



《湖東地域》

平成27年8月から湖東地域4町と相互併任による徴収業務の共同実施を開始した。4町のうち3町の職員が県湖東合同庁舎(湖東納税課)に常駐し、県と共同で徴収業務に取り組み、多賀町職員は滞納処分の検討や搜索などの機会に参画している。



「滋賀県オープンデータカタログ」の概要

平成28年3月に、県ホームページ内に「滋賀県オープンデータカタログ」を開設し、当該ページに掲載しているデータ項目については、出典を明示することを条件に、誰でも、商用利用を含め、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できるものとしている。

【滋賀県オープンデータカタログサイト】

■掲載データ項目数 80件 (分野別内訳)

人口・世帯	防災・安全	福祉・医療	子育て・教育	環境・ごみ	経済・観光
5件	10件	2件	14件	3件	13件
農林水産	建物・土地	行政・財政	その他	データリスト	
6件	1件	10件	15件	1件	

■データ形式 PDF形式、CSV形式、ワード形式、エクセル形式、パワーポイント形式

■アクセス数 204件/週 (1/29-2/4)

滋賀県協働推進ガイドライン策定の趣旨（第1章）

・策定の背景

共助社会づくりを進めていくうえで重要となる多様な主体との協働を推進していくため、「県民協働に関する研究会」から提出された報告書を踏まえ、平成11年7月に策定した「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を見直すこととし、新たに「協働推進ガイドライン」を策定することにより、今後の具体的な施策の立案や事業の検討を行うこととします。

・策定の考え方

滋賀県基本構想とそれを下支えする行政経営方針における経営方針「開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携」を具現化するため、県の基本的な考え方や施策の方向性を示すことを目的に策定するものであり、あわせて、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の推進にも資するものとする。

○現状と課題（第2章）

・協働の現状

- ・1970年代後半に「石けん運動」が県内全域で展開され、その運動が1979年の「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(富栄養化防止条例)」の制定へとつながった琵琶湖の環境保全の取組がなされる。
- ・平成6年3月に「新しい淡水文化の創造に向けた県政推進の基本方針」を策定。
- ・平成9年4月に「淡水文化推進懇談会」の提言を受けて、「淡水ネットワークセンター」を設立。
- ・平成11年7月に「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を策定。
- ・平成17年3月に「しが協働モデル研究会報告書」を受けて、協働推進ボード、協働部活プロジェクト等を実施
- ・平成21年度に滋賀県協働提案制度を創設。
- ・平成23・24年度に新しい公共支援事業を実施。

・協働の課題

【県における課題】

- ① 多様な主体が参加し、協働を組み立てるための場が常設されていない。
- ② 県の事業を公開し、公共サービスの担い手の多様化を図る仕組みが確立されていない。
- ③ 協働に関する情報が十分に提供されていない。
- ④ 民間からの提案を事業化するための仕組みが確立されていない。
- ⑤ 協働を評価し、フィードバックする仕組みが確立されていない。
- ⑥ 協働に関する提案や相談を受け付けるワンストップサービス等の仕組みが確立されていない

【関係団体における課題】

- ① 多様な主体間の協働を定着・促進するための仕組みを確立する必要がある。
- ② 持続可能な協働の仕組みを確立する必要がある。
- ③ 中間支援組織の機能強化を図る必要がある。

○意義・役割（3章）

・協働の意義

- ① 協働は手段であり、目的ではない。
- ② 協働ができない公共サービスはほとんどない。
- ③ 高い相乗効果を発揮することができる。
- ④ 新しい価値や手法を創出することができる。

・協働の原則

- ① 自立・自律していること
- ② 対等であること
- ③ 情報公開のもとに取組を進めること
- ④ 適切な参入機会が確保されていること
- ⑤ 互いの自主性を尊重すること
- ⑥ 目的・目標・プロセス・成果を共有すること
- ⑦ 話し合いの場を確保しながら取組を進めること

・協働の効果

- ① 満足度の高い公共サービスを提供することが可能となる。
- ② 専門性や先駆性、柔軟性、現場ニーズの把握力等を活用することができる。
- ③ 地域づくりへの住民参画を促進することができる。
- ④ NPO等の活動の活性化と社会的使命の達成を図ることができる。
- ⑤ 企業や大学等教育機関の地域貢献を促進することができる。
- ⑥ 行政改革や職員の意識改革を図ることができる。

・各主体の役割

協働の推進を支える担い手としては、県民、NPO、公益法人、地縁組織、企業、教育機関、行政等の多様な主体が考えられる。これらは、それぞれ異なった特性をもち、地域の公共サービスを推進する役割が期待されている。併せて市町との効果的な連携・協力を推進する必要がある。

- (1) 県の役割
- (2) 県民に期待される役割
- (3) 関係団体に期待される役割（NPO、公益法人、地縁組織、企業、大学等、中間支援組織）
- (4) 市町との連携・協力

○県の基本姿勢と取組（第4章）

・県の基本姿勢

県では、多様な主体による協働を推進し、「共助社会」の力が最大限に発揮されるよう、政策形成段階における協働を進めるとともに、協働の視点からの事業の見直し、情報の共有化や情報交換のシステムづくり、民間からの提案を事業化するための仕組みの構築など協働を進めるための仕組みを活用した取組を進めることとする。

・県の取組

① 多様な主体の参加を図る政策協議の場（協働プラットフォーム）の設置

多様な主体の参加の下で、テーマに応じた対話や協議を行う場である協働プラットフォームを設置するなど政策形成段階からの協働に向けて取り組む。

② 協働の担い手の多様化を図る協働事業総点検の実施

多様な主体との協働によって、より効果的、効率的な事業とならないかという視点で「協働事業総点検」を実施するとともに、新規事業においても協働の手法の導入を検討します。

③ 情報の共有化および情報交換のシステムづくり

行政や多様な主体が個々に持っている有益な情報を一元的に集約して、情報共有できる場を再構築する方策を検討し、さらに、先進的な取組や最新情報の収集と発信を積極的に行う。

④ 民間提案の事業化を図るモデル的な協働の実践

民間からの提案公募型事業などにより県と協働する事業プランの提案を民間から募集・実施し、多様な主体によるモデル的な協働の事業化する仕組みについて検討する。

⑤ 協働の発展を図る評価とフィードバック

「評価チェックシート」を活用して、様々な視点からの協働事業の評価を行い、その結果を県民に公表していくとともに、第三者による客観的な評価システムづくりに取り組む。

⑥ 多様な主体間の協働の促進・定着

情報の共有化、交流・意見交換の場の設定および相互評価の仕組みづくりを行うことにより、相互理解の促進や多様な主体がつながる環境づくりに取り組む。

⑦ 協働の主体の基盤強化への支援

クラウドファンディングの活用といった新たな資金調達手法の活用やソーシャルビジネス化、寄附文化の醸成、プロボノ活動のマッチング等により、多様な主体の基盤強化を支援する。

⑧ 中間支援組織の機能強化への支援

中間支援組織におけるコーディネート機能の充実や専門人材の育成などへの支援を行うことで、中間支援組織の機能強化への支援に取り組む。

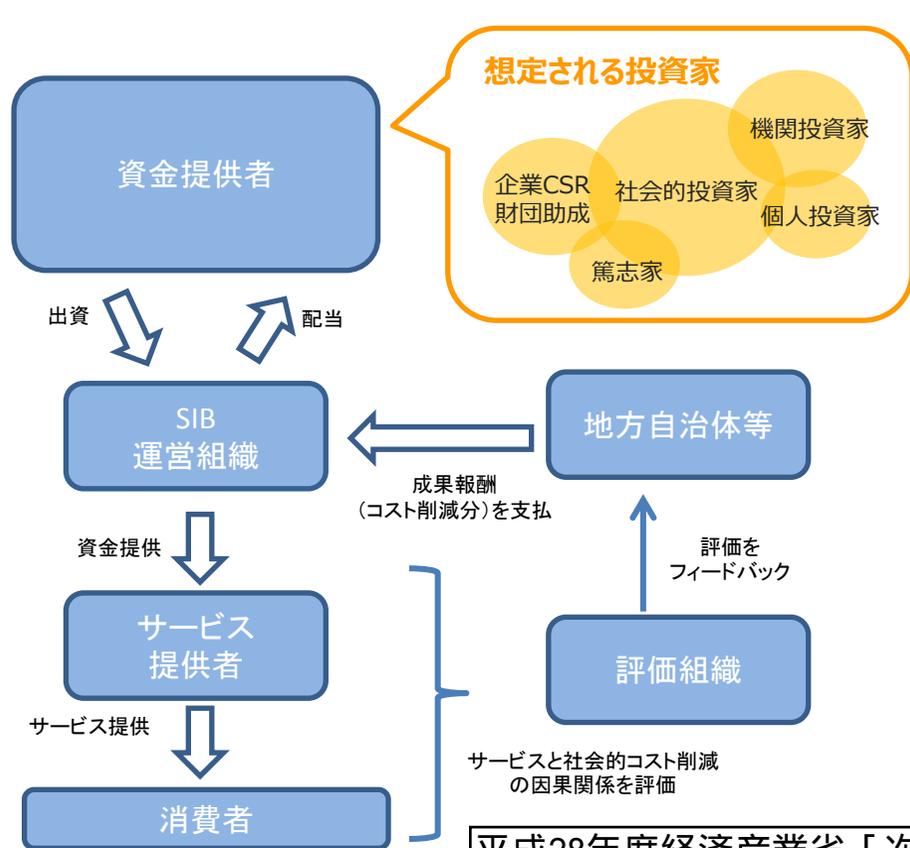
⑨ 県職員の意識改革および庁内推進体制の整備

県の組織全体での協働が進むよう、協働を担う人材育成のための研修や相談機能の一層の充実を図るとともに、庁内における協働推進体制の整備に取り組む。

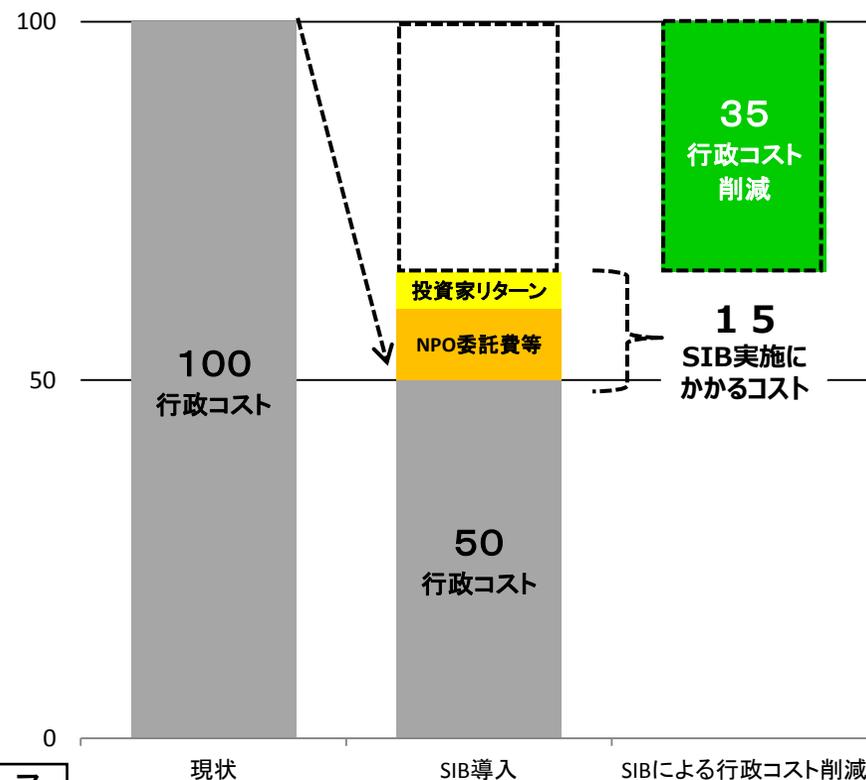
ソーシャルインパクトボンド (SIB) とは

- SIBとは、民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果（社会的コストの効率化部分）を支払の原資とするもの。
- 既にニューヨーク市等では、民間事業者が取り組む活動の社会的インパクト（行政コスト削減等）を数値化し、自治体等がその成果報酬を支払うSIBの導入が図られ、民間資金の活用が進んでいる。

<SIBの一般的なスキーム>



<SIBによる行政コスト削減イメージ>

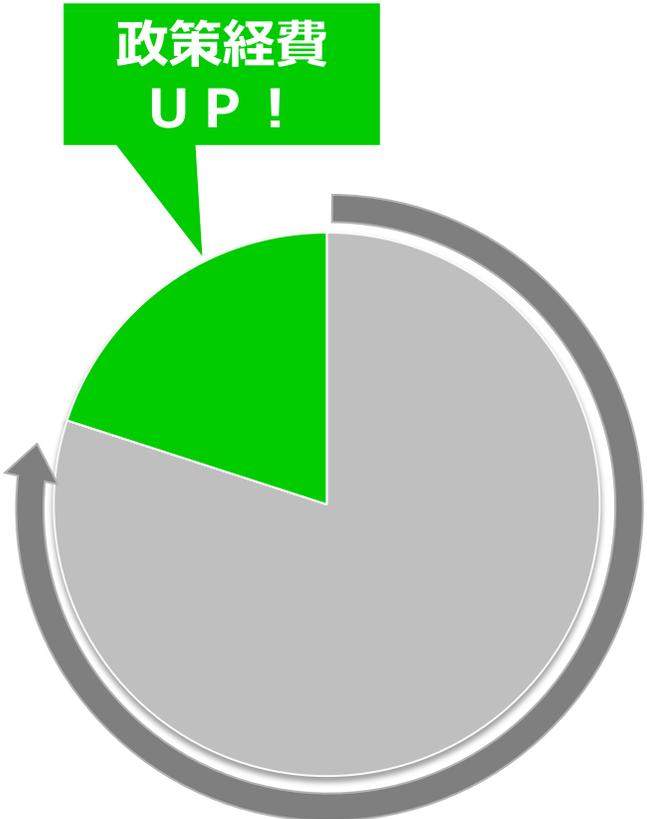
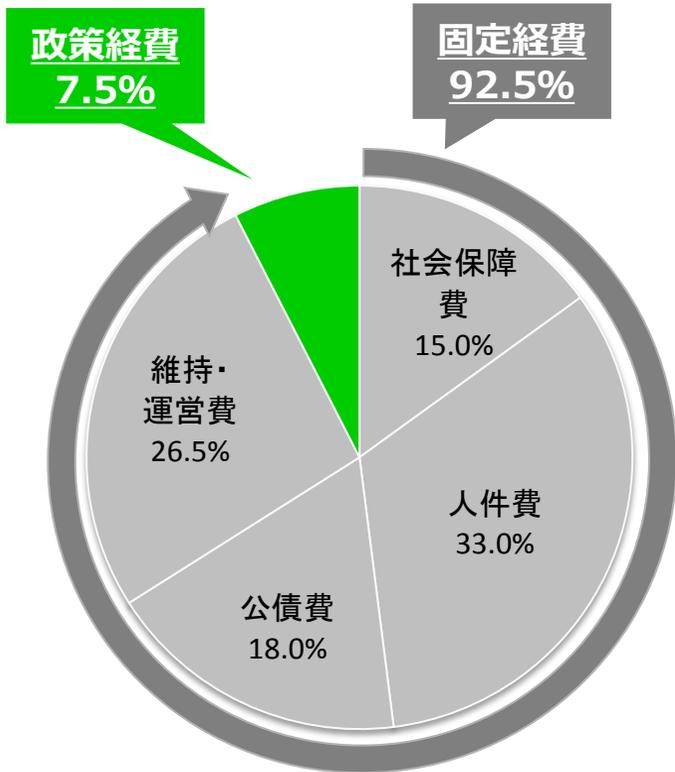


平成28年度経済産業省「次世代ヘルスケア協議会健康投資WG第10回」資料

地方自治体がSIB導入に取り組む意義 ①

- SIBでは、事業実施の際に民間資金を活用するため、地方自治体としては貴重な政策経費を使わずに先進的かつ効果的な事業に取り組むことが可能に。
→ 結果として義務的経費を効率化することも期待でき、政策経費に予算を充当できる可能性も。
- 事業成果が上がらなければ、行政は投資家へリターンを支払う必要がないため、少ないリスクで財政支出の削減と効果的な公共サービスの提供が可能に。

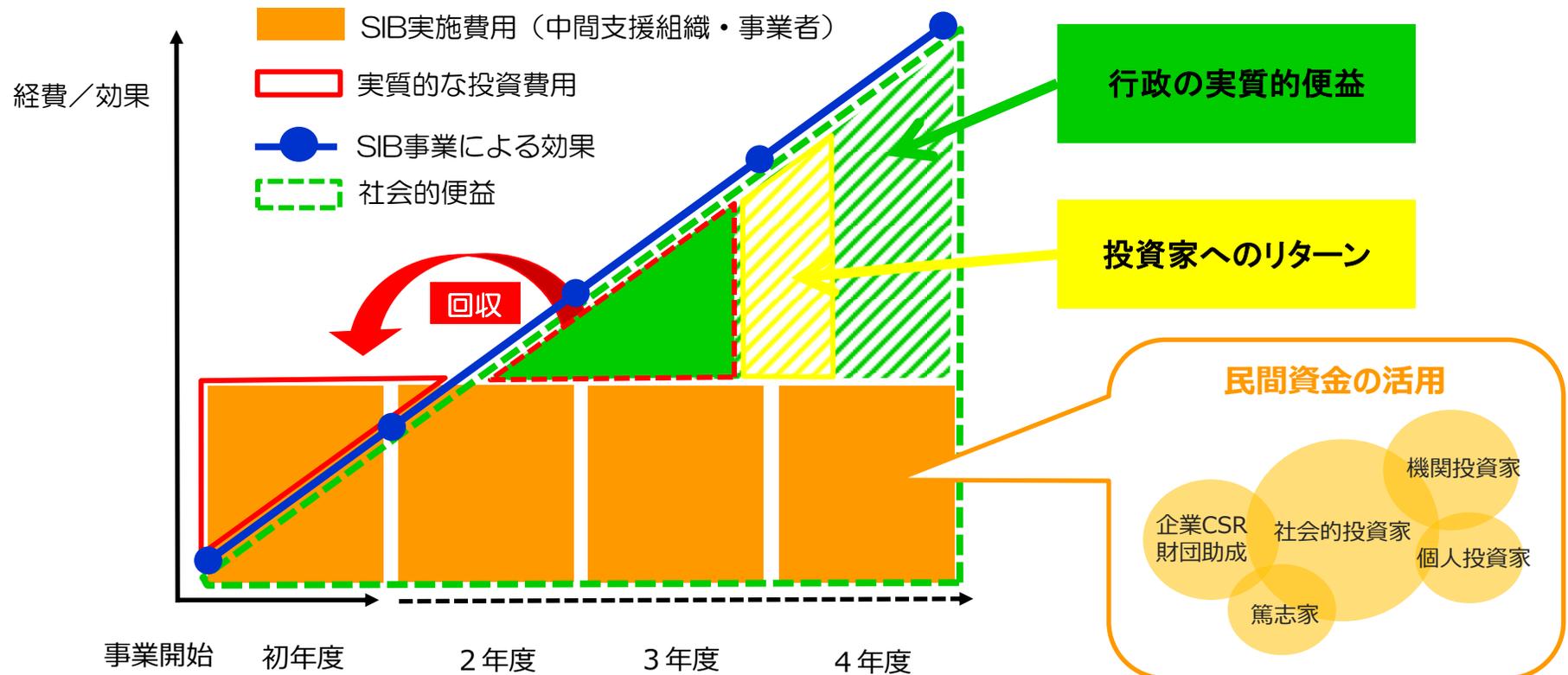
<A自治体の歳出決算額の内訳>



地方自治体がSIB導入に取り組む意義 ②

- SIBでは、社会的便益を貨幣価値換算することを前提とするため、事業成果について、関係者（住民、議会、庁内財政当局等）に対する説明責任を果たすことが可能に。
- 複数年度に渡る効果検証を前提とするため、単年度主義に拘束されず、効果的な事業実施が可能に。
→ 健康・医療分野では、単年度で改善効果が見られる事業は少ないので、会計年度の壁にとらわれないプロジェクトを前提とするSIBは極めて有効な手段。

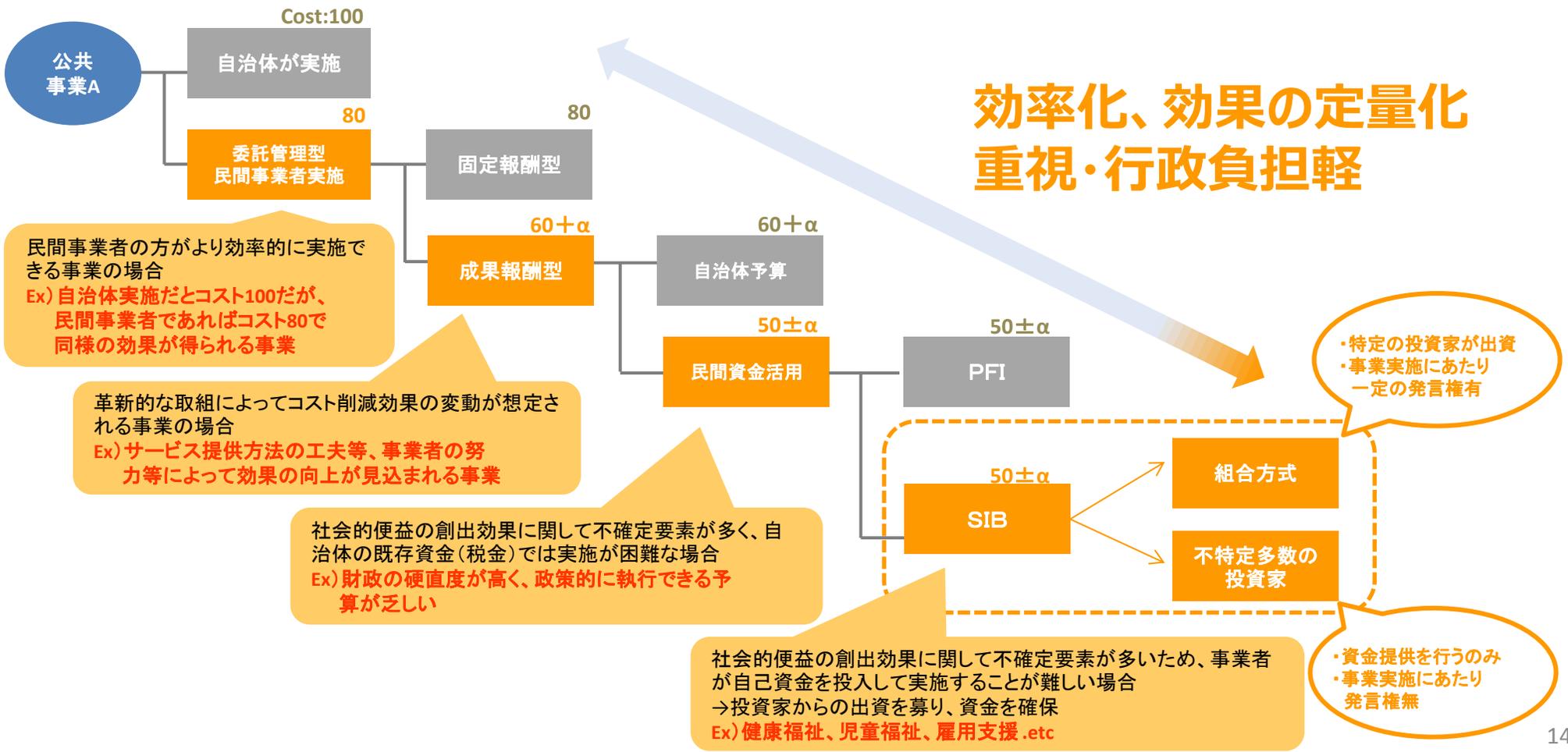
<SIB事業におけるコストと社会的便益のイメージ>



SIB実現可能領域の要件と地方自治体の公共事業との関係性

地方自治体単独実施

- ⇒ **民間委託**：①民間事業者の方が効率的に実施可能
- ⇒ **成果報酬型**：かつ、②革新的な取組によってコスト削減効果の変動が想定
- ⇒ **民間資金活用**：かつ、③社会的便益に関して不確定要素が多く、自治体の既存資金では実施が困難
- ⇒ **ソーシャルインパクトボンド**：かつ、④事業者が自己資金を投入して実施することが難しい場合



SIBの実現可能性がある領域はどこか

- SIBが適する領域としては、
 - ① 民間事業者の方が効率的に実施でき、
 - ② 革新的な取組によってコスト削減効果の変動が想定され、
 - ③ 社会的便益の創出効果に関して不確定要素が多く、自治体の既存資金では実施が困難であり、
 - ④ 事業者が自己資金を投入して実施することが難しい分野。

広くニーズが存在すると想定され、 SIBの実現可能性のある領域

ヘルスケア産業領域

- 糖尿病重症化予防
- 検診率受診率向上
- 認知症／介護予防
- …

ヘルスケア産業領域外

- 児童養護
- 若年雇用支援
- 生活困窮者自立支援
- 受刑者再犯防止
- 幼児教育
- 依存症克服支援
(アルコール・薬物等)
- …

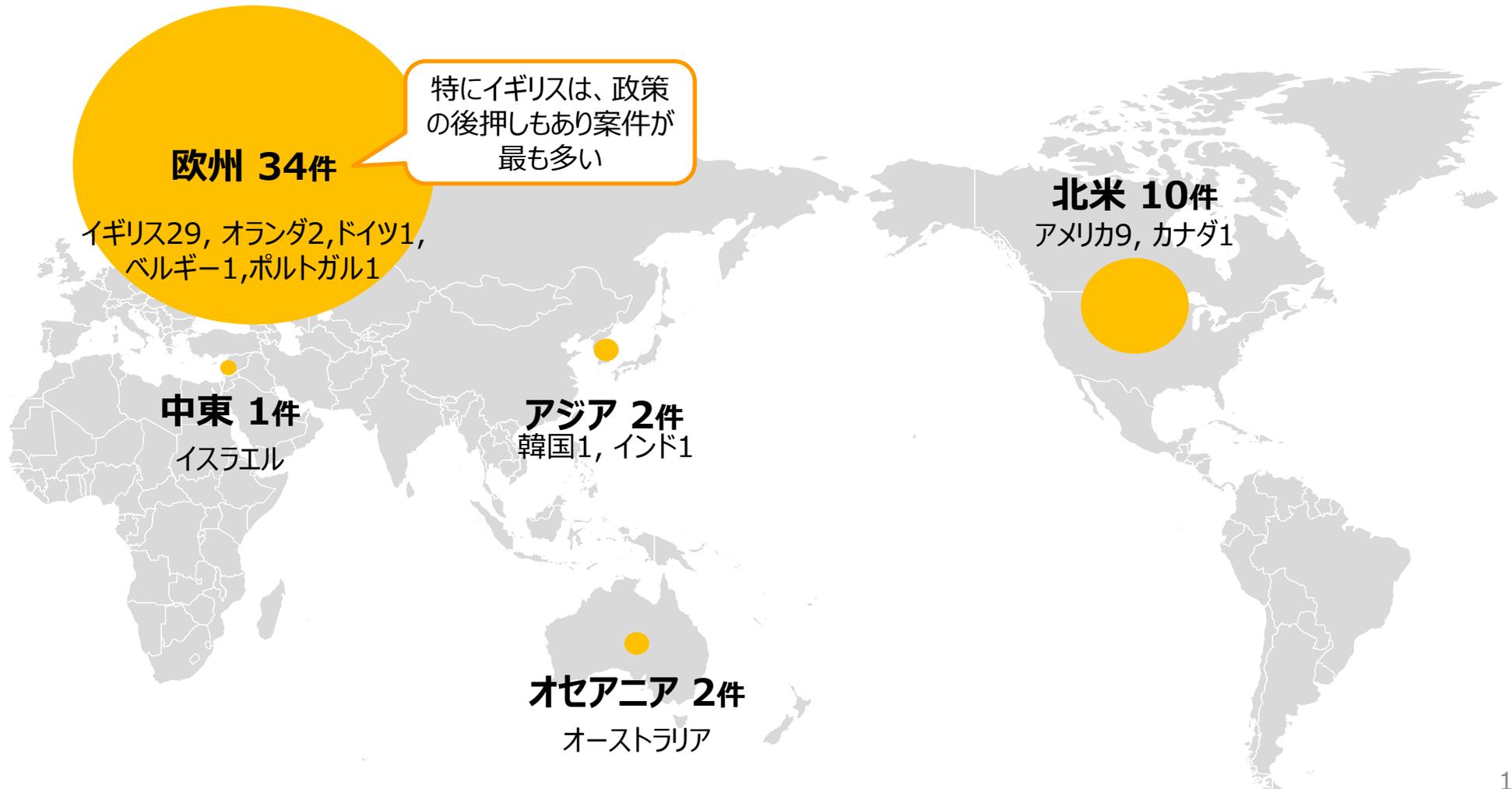
SIBに 適していない領域

- 成果報酬型支払に摩擦が生じる領域
- SIB以外でも資金調達可能な領域
- 実施自治体で便益が出にくい領域
- 既に広く社会に普及している事業領域

海外事例 ① (世界における案件数)

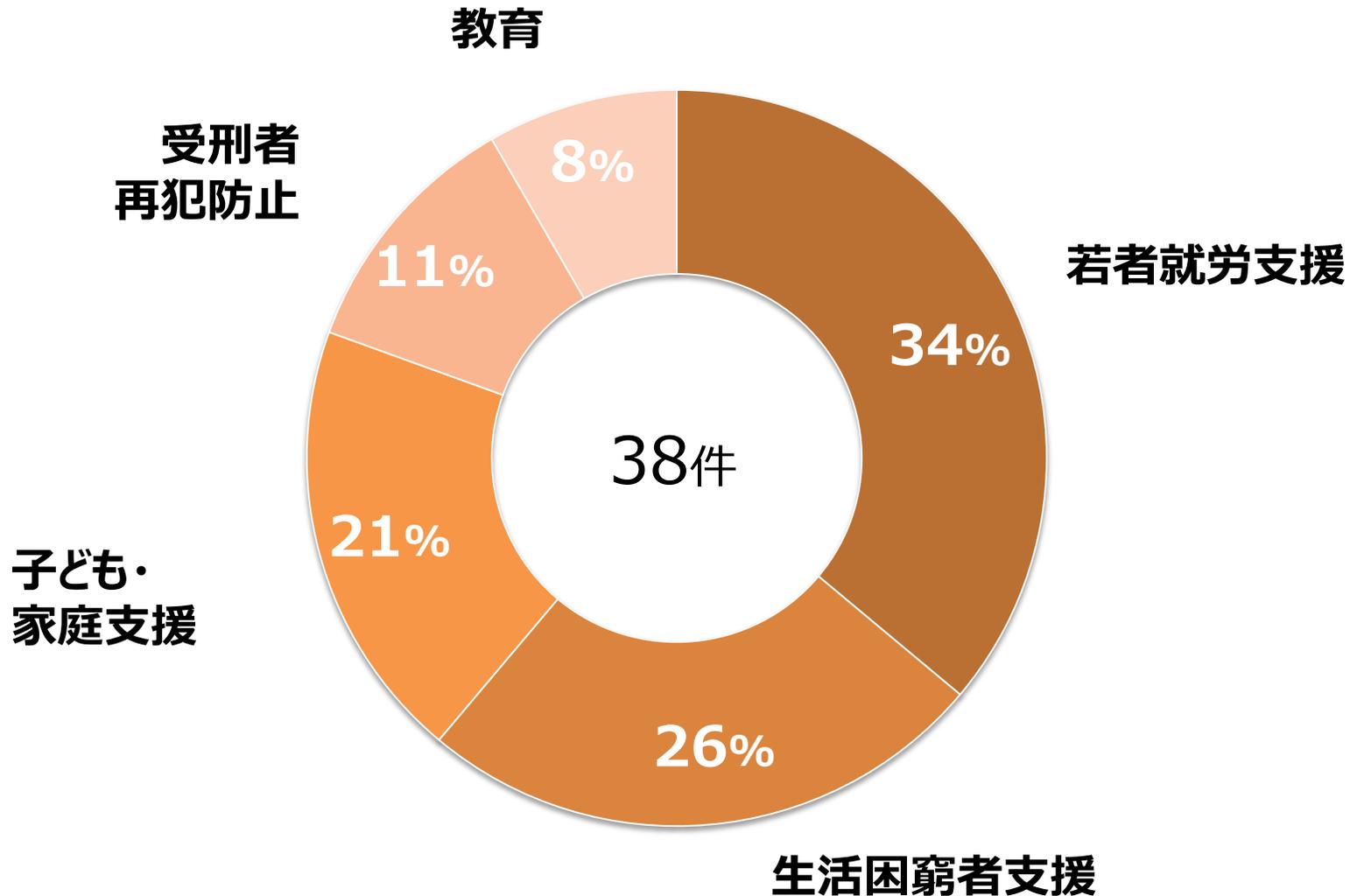
- 2010年に英国で第一号案件が成立以来、欧米を中心に40件以上が組成されており、累計投資額は150億円超に達している。

SIB実施事例：10か国40件以上



海外事例 ② (実施分野)

- SIBが導入されている社会的課題の領域は、若者就労支援や生活困窮者支援などの予防的介入が効果的な分野が多い。近年では糖尿病予防、心臓病予防等のヘルスケア領域でも組成が進みつつある。

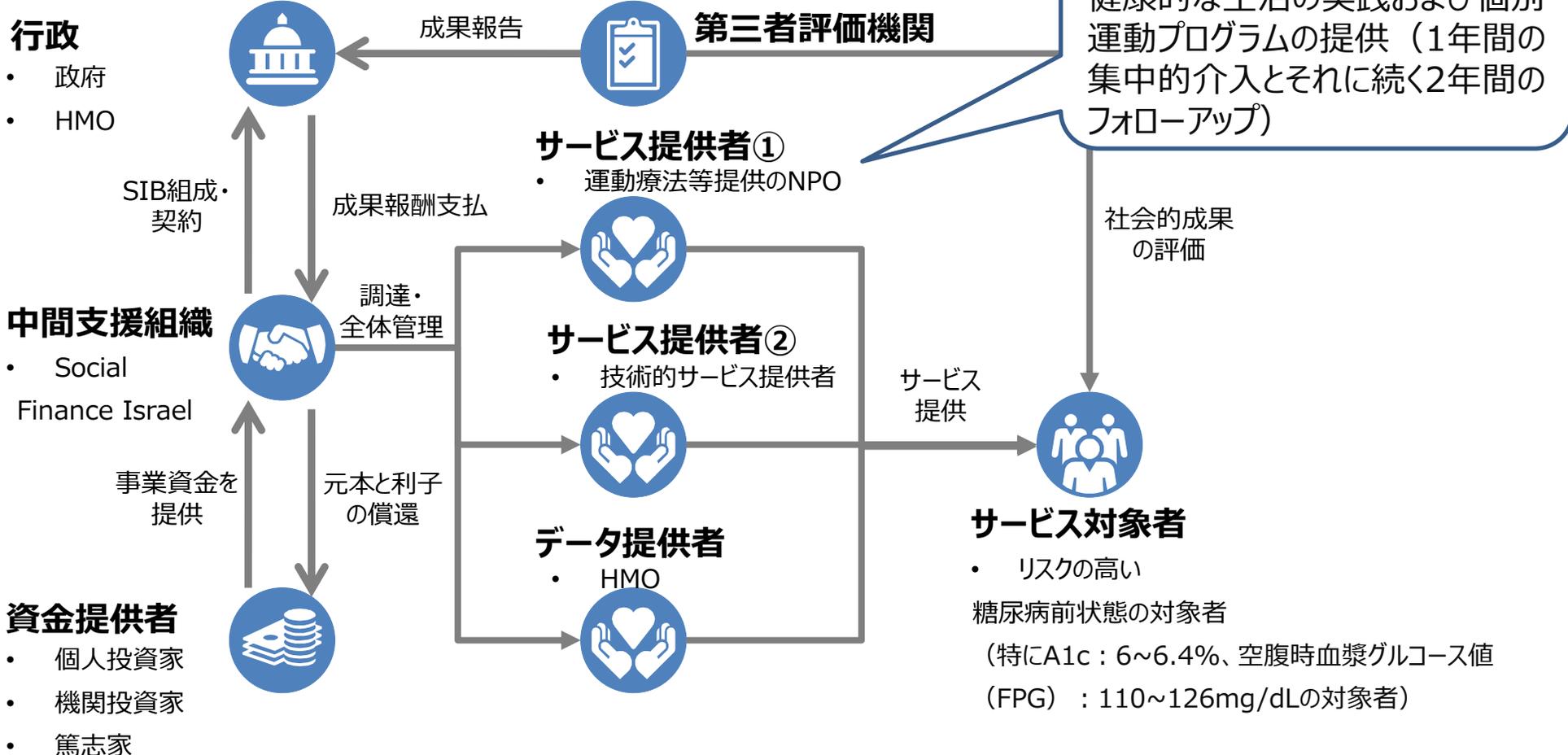


海外事例 ③ (イスラエルにおけるケース)

イスラエルにおける糖尿病予防のケースでは、糖尿病罹患のリスクの高い対象者に絞って介入プログラムを実施しており、ヘルスケア産業領域でも案件組成が始まっている。

【SIBの目的】

- SIBの目的：リスクの高い対象者のⅡ型糖尿病患者の罹患を防ぐこと
- 対象者の健康状態を一般的な健康状態に改善すること



国内におけるSIBに関する動き ① (国内事例一覧) ※パイロット

- 2015年度より、日本財団や経済産業省のSIBパイロットプログラムとして以下の案件が各地域で実施されている。
- また、その他複数の地方自治体が研究会の立ち上げや案件組成の準備に着手している。

事業領域	事業実施者	参加自治体	中間支援組織	評価者	事業資金
児童養護 (養子縁組)	一般社団法人ベア ホープ	横須賀市	一般社団法人 RCF復興支援 チーム	日本社会事業大 学	日本財団による助 成
認知症予防	株式会社 公文教育研究会	福岡市、松本市、 他全7自治体	日本財団 福岡地域戦略推 進協議会	慶應義塾大学	経済産業省による 委託事業として実 施
若年就労	NPO法人 育て上げネット	尼崎市	日本ファンドレイジ ング協会	武蔵大学	日本財団による助 成

国内におけるSIBに関する動き ②（政府での検討状況）

- 政府においては、「日本再興戦略 改訂2015」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」等において、社会的課題解決手法の一つとしてSIBを活用するための検討がなされている。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

（3）新たに講ずべき具体的施策

⑦個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与

民間の資金やサービスを活用して、効果的・効率的に健康予防事業を行う自治体等の保険者へのインセンティブとして、**ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入を検討。**

まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）

Ⅱ．地方創生の基本方針－地方創生の深化－

2．「地方創生の深化」を目指す－ローカル・アベノミクスの実現－

③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

人口減少が進む中で、民間の創意工夫を最大限活用し、「民の知見」を引き出すことが重要である。このため、民間の資金・技術や経営ノウハウを活用するPPP/PFI(手法を通じ公共施設のマネジメントを最適化・集約化することや、地域の企業における少子化克服に向けた働き方改革を推進すること等が考えられる。

また、**民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資（SIB）が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていくことが考えられる。**